

一般廃棄物処理に係る  
相互支援実施に関する協定書

令和5年1月11日

苫小牧市

登別市

白老町

一般廃棄物処理に係る相互支援等実施に関する協定書

苫小牧市（以下「甲」という。）、登別市（以下「乙」という。）及び白老町（以下「丙」という。）は、可燃性及び不燃性の一般廃棄物処理（以下「一般廃棄物処理」という。）に支障を来す事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る相互支援等の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の一般廃棄物処理における相互支援等を図るとともに、災害時等におけるより広域な支援体制を確保することにより、胆振地域の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(支援の要請及び受入)

第2条 次に掲げる事態が生じたときは、甲、乙又は丙は、支援を要請することができるものとする。

- (1) 甲又は乙の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の定期点検や改修、更新、大規模改修等による一時的な処理能力の低下を補うために、施設の支援を必要とするとき。
  - (2) 甲又は乙の施設が故障、事故等による緊急事態に陥り、施設の支援を必要とするとき。
  - (3) 前各号のほか、地震、台風等の災害発生による急激なごみ量の増加、著しい施設の処理能力の低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められるとき。
- 2 甲及び乙は、支援の要請を受けたときは、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。

(努力義務)

第3条 甲、乙及び丙は、相互支援等の趣旨を踏まえ、次の各号（丙にあつては、第1号に限る。）に掲げる事項を留意し、一般廃棄物処理を適正かつ円滑に実施するものとする。

- (1) 分別収集の徹底を図り、適正なごみ質の管理を推進するとともに、一般廃棄物の発生抑制、資源化等を積極的に行い、減量化に努めること。
- (2) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること。

(支援の方式)

第4条 甲、乙及び丙は、相互支援等の実施について、信義に基づいて行うものとする。  
2 相互支援等の実施にあたっては、その都度、委託契約を締結するものとする。

(経費の負担)

第5条 支援に必要とする経費は、原則として支援を要請した者が負担するものとする。  
2 前項の経費の額は、支援要請を受けた甲及び乙が定める一般廃棄物の処分に係る手数料相当額とする。  
3 前項の規定にかかわらず、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、協議のうえ、その都度決定するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、甲、乙及び丙は、一般廃棄物処理に係る情報交換を積極的に行うものとする。

(協定に定めのない事項)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用期間)

第8条 この協定の適用期間は、令和5年1月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3月前までに、甲乙丙いずれからも改廃の申出がないときは、この協定は、更に1年間延長するものとし、以後は、この例による。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月11日

甲 苫小牧市旭町4丁目5番6号  
苫小牧市長 岩倉博文



乙 登別市中央町6丁目11番地  
登別市長 小笠原春



丙 白老町大町1丁目1番1号  
白老町長 戸田安彦

